

## 令和 8 年度特別市制度等に係る調査支援業務委託 仕様書

### 1 件名

令和 8 年度特別市制度等に係る調査支援業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 17 日まで

### 3 履行場所

川崎市役所ほか

### 4 業務目的

川崎市は、指定都市市長会等とも連携を図りながら、特別市制度の早期実現を目指して取組を進めている。特別市制度とは、広域自治体（都道府県）に包含されない一層制の地方自治体として、これまで道府県が指定都市市域内で担ってきた事務を一元的に担い、効率的かつ効果的な行政運営を行うものである。

本業務は、特別市制度の実現に向けた調査及び検討を支援するとともに、その実現に向けた取組を着実に推進するため、現行制度の下で対応可能な権限移譲等に係る事務の調査及び整理を行うものである。具体的には、諸外国における一層制の都市の調査、整理及び分析を行うとともに、特別市制度の論点に関する対応策の検討の支援、権限移譲の検討を着実に進めていくための事務の調査及び整理の支援など、特別市制度等に係る調査支援を委託するものである。

### 5 委託内容

#### （１）諸外国における一層制の都市の調査、整理及び効果分析

諸外国における一層制の都市（一層制の地方自治体その他の特別市に類似する構造を有する地方自治体をいう。）について、欧州、北米、アジアを中心に調査し、発注者と協議しながら、次の主な事項等について、特別市制度を検討・比較衡量するに当たって必要となる情報を調査、整理及び分析し、取りまとめる。

主な事項（詳細は、発注者と協議しながら進める。）

- 当該国の政治・行政体制等、地方自治制度の形成背景
- 一層制導入の背景、目的
- 一層制の制度構造及び基本的な制度概要
- 広域自治体との役割分担及びその制度的担保の仕組み
- 一層制の都市への移行等による効果（当該都市及び周辺圏域への効果）
- 一層制の都市への移行に伴うプロセス（住民投票等の意思決定の仕組み）
- その他、特別市制度の検討に当たり、参考となる情報

（留意事項）

- ・ 調査対象国は、欧州、北米、アジアを中心に5か国以上を選定し、都市の分析を行うこと。
- ・ 都市の具体的な分析は、5都市以上を選定して行うこと。
- ・ 一層制の都市への移行等による効果分析は、定性的評価に加え、定量的に示すこととし、定量的な効果分析は、既存資料で効果の数値がない場合は、推計を行い、効果を定量的に算出すること。

## (2) 特別市制度の論点に関する対応策の検討の支援

特別市制度の論点について、国、地方制度調査会、指定都市市長会等における議論の進捗を踏まえ、次の主な事項等について、川崎市が課題の整理・検討及び効果的な説明等を行うために必要な調査及び検討の支援を行う。

主な事項（詳細は、発注者と協議しながら進める。）

- 医療事務や災害対応事務等の広域的事務に係る最新動向の調査並びに特別市への移行を想定した対応策の検討及び整理
- 上記の調査、検討及び整理を行うために必要な有識者等への意見聴取
- 政令指定都市への移行や大規模な市町村合併等に伴う事務権限の移管や自治体体制の変更に關し、職員や施設の移管等の手続や取扱いの実例のうち、特別市への移行において参考となるものの調査及び整理
- 川崎市が説明資料に活用するためのイメージ図などの視覚資料（5点程度）を発注者と協議の上、作成し、提供すること。なお、視覚資料には、イラストのほか、制度導入による効果や財政調整の仕組み等を分かりやすく示す概念図や説明図を含むものとする。これらの作成に当たっては、デザイン分野における実務経験を有する者が対応することとし、分かりやすさ及び視認性に十分配慮したものとする。また、成果物は、川崎市において修正・加工が可能となるよう、編集可能なデータ形式（AI、PowerPoint等の元データ）で納品すること。
- その他、財政面への影響に係る調査分析など、国等の議論の動向に応じた検討支援

## (3) 権限移譲の検討を進めていくための事務の調査及び整理の支援

他都市における都道府県から市町村への権限移譲の実態等を調査し、川崎市における「権限移譲を求めるもののメルクマール」とも照らし合わせながら、県との協議等に基づく権限移譲の検討に資する事務の整理に係る支援を行う。

権限移譲を求めるもののメルクマール

- |                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民生活に密着しており、市が直接行うことが望ましいもの</li> <li>② 川崎市の特性に即し、柔軟で機動的な行政の展開がより効果的となるもの</li> <li>③ 事務・権限の一元化・総合化により、効率と質の向上が図れるもの</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出典：川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（改訂）P38 図表4-3-1-1

【作業手順のイメージ（一例）】

- ア 神奈川県及び他の都道府県が公表している権限移譲の一覧や事務処理特例に係る条例を比較・分析し、他の政令指定都市等では移譲されている一方で、川崎市において移譲されていない事務を抽出・整理する。
- イ 地方自治法に基づく指定都市都道府県調整会議について、全国での開催頻度や協議議題及び議論内容等を整理・分析するとともに、議論の対象となった事務について、川崎市の状況との比較等を行う。
- ウ 第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日）別表の「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」に関する川崎市の現在の状況を整理する。
- エ ア～ウの結果等を踏まえ、川崎市と神奈川県との間で権限移譲が行われていない事務を抽出・整理するとともに、発注者が提示する移譲検討対象の権限と併せて整理する。
- オ 抽出・整理した権限について、日本及び本市の社会経済状況や政策課題、地域特性を踏まえ、現行のメルクマールとの整合性について確認し、権限移譲の検討に資する事務に係る分析・評価を行う。

#### **（４）業務打合せ等**

- ア 業務打合せ  
各業務を進めるにあたり、発注者と受託者で打合せ等を行う。着手時及び納品時のほか、調査に必要な場合は、発注者と受託者で協議の上、実施するものとする。
- イ 進捗報告  
毎月 1 回は進捗報告を行うこととする。なお、別途必要な場合は、発注者と受託者と協議のうえ行うこととする。

### **6 成果物**

- （１）報告書 A4 版 5 部
- （２）報告書（概要版） 5 部
- （３）（１）及び（２）の電子データ
- （４）その他、調査・検討過程の資料で発注者が必要と認めるもの

### **7 その他**

- （１）本業務に係る費用の一切は、契約金額に含むものとする。
- （２）5（２）の有識者等への意見聴取における謝礼の単価は、発注者の基準（教授級：1 時間当たり謝礼単価 15,000 円程度）に準ずるものとする。
- （３）受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者（専任である必要はない）を置き、発注者と連絡調整を行うこととする。
- （４）委託事業の実施にあたっては、発注者と十分な調整・協議を行うこと。
- （５）受託者は、本契約事務の実施にあたっては、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。
- （６）イメージ図やイラスト等の成果物の著作権・版權等の権利は、原則として、全て発

注者に帰属するものとする。また、発注者はこれらの全てについて二次利用する権利を有するものとする。

- (7) 本仕様による成果物の一切の権利は発注者に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、事前に書面による発注者の承諾を要するものとする。
- (8) 成果物が、発注者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認することとする。
- (9) 受託者は、この契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 本委託のスケジュールについては、受託者決定後に、受託者と打合せの上、決定する。
- (11) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と別途協議の上、決定するものとする。
- (12) 業務の実施に際しては、次の資料等を参照の上、整合性を図りながら実施することとする。

■川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」（改訂）（令和4年2月）

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000066088.html>

■指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告書（令和3年11月）

[https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r02\\_12\\_.html](https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r02_12_.html)

■指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」報告書（令和7年11月）

[https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r04\\_05\\_25.html](https://www.siteitosi.jp/opinion/proposal/r04_05_25.html)

■総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」と付随する「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における議事概要や資料（令和6年12月～）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/index.html)

■総務省「第30次地方制度調査会」から「第34次地方制度調査会」までにおける各答申内容やその検討資料

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/chihou\\_seido/kaigi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/kaigi.html)

■神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」（令和4年3月16日）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gz8/tokubetsujitishi/top.html>

■神奈川県「市町村への権限移譲の状況一覧（2026年4月1日現在）」及び「事務処理の特例に関する条例」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v2x/cnt/f6828/index.html>